公告

　次のとおり公募型プロポーザルに付します。

平成29年6月29日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　東御市長　花岡　利夫

１　事業の目的

　東御市は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成27年8月26日策定）により、4つの基本目標を掲げ事業推進を図っているところです。人口減少は、自治体の抱える喫緊の課題として、市民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や市への財政へも大きな影響を及ぼす等、地域の存立基盤に関わる深刻な課題です。

基本目標Ⅲの「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ために、出会いの場の創出から結婚に至るまでの期間を配慮した取り組みが必要とされていることから、専門的見地から次に示す結婚活動支援にかかわる業務について、豊富な経験や実績等を持つ事業者を選定するプロポーザルを実施するものです。

２　業務概要

1. 委託業務名

東御市結婚活動支援業務「であうとうみ」

　(2) 委託業務内容

当業務は以下の各事業について、単発の事業として実施するものではなく、体系的かつ連動性をもって事業の展開を図るものとする。事業開始にあたり、広報・PR活動により広く周知を図ることで、多くの参加者を募り、成果のあがる業務を実施することとし、各事業への参加申し込みにあたっては、市が管理する電子申請システムを活用することで、個人情報の保護に努め、安心して事業に参加できる環境を提供することとします。

参加者（講演会を除く）に対する要件は、独身男性は市内在住又は市内勤務者とし、独身女性については、要件は特に問わないものとします。

　　ア　講演会の開催

　　　　結婚および少子化は、当事者である若者や家族の問題にとどまらず、社会全体の大きな課題となっている。結婚適齢期の若者を雇用している市内の企業を対象に、結婚活動支援事業の取り組みについて理解を得るとともに、協働参画を求めていく。

　　　　【対象】市内企業　　　参加企業数　20社

　イ　セミナーの開催

　　　パートナーとの良好な関係を維持するために、個性をさらに伸ばすことや生活上のマナーやコミュニケーション力等今より魅力あるひととして輝いていくことが大切である。異性と向き合うことが不得手だと感じている若者に対して、マナーやコミュニケーションスキルを学ぶための3回の連続講座を開催する。また男女が協力して家庭を築くことや家庭の役割について学び、自身の将来に向けた具体的なライフデザインを描ける講座を開催する。

　　　【対象】男性　20名　　女性20名

【開催数】1コース3回連続講座を2コース実施

ウ　出会いの場の創出

　　東御市内で独身男女が出会い、交流する場を創出する。

(ｱ)　創作活動を体験しながら緩やかに出会える場

　【対象】男性　8名　女性　8名　　計16名

(ｲ)　料理等を通じて共同作業を楽しみ、互いの食の好みを知り合う場

　【対象】男性　8名　女性　8名　　計16名

(ｳ)　当市の観光やグルメを楽しみながら交流を深める場

　【対象】男性　20名　女性　20名　計40名

　【その他】移動用バス代含

(ｴ)　クリスマスの時期に出会い、交流を深める場

　【男性】15名　女性15名　計30名

　　エ　相談事業

　　　　既存の相談事業により、登録している独身男女を上記のセミナーや出会いの場への参加を案内したり、各種事業に参加した方で希望する場合に継続的な相談を実施する。

　　オ　広報・PR

　　　　SNSを活用して各種事業を広く周知し、ポスター掲示やチラシの配布等により対象者を募り、効果的かつ成果のでる広報を実施する。

カ　その他

受託業務にあたり、協働の理念の下、受託業者のみならず、委託者である東御市と東御市結婚活動支援実行委員会（恋するとうみ♡Tomi de Romance実行委員会（以下、「実行委員会」とする。））とともに実施していくものとし、市及び実行委員会が委託業務の進捗状況を管理する。参加募集については、受託事業者の広報活動とともに実行委員が委員の所属する団体を通じ参加募集を行う。参加申し込みについては、市が市の管理する電子申請サービス等によりとりまとめを行う。

受託業務にあたり、イベント等でのアルコールの提供は認めない。また、参加者の飲食に係る費用は、参加者の負担として徴収することとする。

(3) 予算額　　　金　1,212,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

　　　なお、参加表明書及び提案書の作成・提出並びに審査及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 事業実施期間　　契約締結日から平成30年1月31日までとする。

(5) 発注者　　　東御市長　花岡利夫

(6) 業務成果品

　　　本業務の成果品は、次のとおりとし、平成30年2月末日までの納入とする。

ア　実績報告書　A4判製本　15部

イ　CD－R：上記アを収めたもの　１枚

ウ　その他の関係資料

３　参加要件

(1) 平成29年度の東御市における物品等の入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第２項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。

(3) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第２号に規規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。)に該当しない者であること。

(4) 東御市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成16年東御市告示第14号。以下「指名停止要綱」という。）第２条第１項の規定による指名停止を受けていないものであること。

(5)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(会社再生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納しているものでないこと。

　ア　本店及び事業所が所在する都道府県及び市区町村の税

　イ　消費税及び地方消費税

４　手続き等

(1) 担当部局

〒389-0517

長野県東御市県282番地２

　東御市役所健康福祉部子育て支援課子育て支援係

電話：0268－64－5814(直通)

ＦＡＸ：0268－64－3128

電子メール：[kosodate@city.tomi.nagano.jp](mailto:kosodate@city.tomi.nagano.jp)

(2) プロポーザル参加表明に係る関係資料の交付

ア　交付資料

(ｱ)プロポーザル説明書

(ｲ)プロポーザル作成要領

イ　交付期間

平成29年 6月29日（木）から平成29年7月12日（水）までとする。

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

交付時間は午前9時から午後5時まで（最終日は午後3時まで）

ウ　交付場所　　上記４(1)の担当部局

上記資料は、東御市のホームページからも入手可能。

　（URL　<http://www.city.tomi.nagano.jp/>）

(3) 参加表明書の提出

ア　提出期限　平成29年7月12日（水）午後５時までとする。

イ　提出場所　上記４(1)の担当部局

ウ　提出方法　持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。）又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。提出期限内必着のこと）

　　エ　様　式　　別添のプロポーザル作成要領に定める。

(4) 参加表明及び業務内容に関する質問の受付期間、提出場所、提出方法及びその回答方法

ア　質問は、文書（様式は別紙による）を持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）、又は電子メールにより受け付ける（ただし、電子メールの場合は必ず電話にて担当部局に着信を確認すること）。なお、文書には回答を受ける窓口担当者の部署、氏名、電話及びファックス番号、電子メールアドレスを併記すること。

(ｱ)質問の受付先：上記４(1)の担当部局

(ｲ)質問受付期間：平成29年６月29日（木）から平成29年７月7日（金）までとする。（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ　質問に対する回答は、平成29年７月11日（火）までに、電子メールにて回答する。なお、平成29年７月11日（火）までに全ての質疑回答を市ホームページに掲載する（質問者名は不掲載）。

（5）提案書の提出

　ア　提出期限　平成29年7月20日（木）午後３時まで

　イ　提出場所　上記４（１）の担当部局

　ウ　提出方法　持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前９時から午後５時まで）又は郵送（配達証明書付書留郵便に限る。提出期限内必着のこと）。

　エ　様　式　　別添のプロポーザル作成要領に定める。

(6) 提案書の決定及び通知

　　ア　提案者の選定については、評価委員会を設置する。

イ　評価委員会は、提案書提出者の選定基準に基づき、提出された参加表明書等の書類審査及びプレゼンテーションを実施し、提案者を選定します。

ウ　提出書類　　別紙のプロポーザル作成要領に定める。

５　評価に係る事項

(1)　提案書提出者の選定基準

評価項目及び評価事項は以下のとおりとし、採点方式により実施し、提案者ごとの合計点を比較して順位をつける。

ア　事業実施体制・運営

|  |  |
| --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 |
| １ | 作成要領に基づき、委託業務の趣旨、目的を正しく理解しているか |
| ２ | 実施方法や運営体制、スケジュールは現実的かつ効果的であるか |
| ３ | 過去の実績や活動状況から受託能力があり、当該事業所の知識、経験、ノウハウ及び成果等の反映が見込まれるか |
| ４ | 事業費の積算は妥当か |
| ５ | 従事可能職員体制は整っているか |

イ　事業の企画・実施

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 | |
| １ | 講演会の開催 | ・事業全体を進めるに当たって、当事業の趣旨、目的を正しく理解し、対象者がその必要性を認識できる内容となっているか  ・事業の趣旨を理解し、賛同・協力する企業を募えるか |
| ２ | セミナーの開催 | ・受講することにより、参加者がイベントへの参加意欲が高まり、コミュニケーション能力の向上や個性をより引き出す効果が期待できる内容となっているか |
| ３ | 出会いの場の創出 | ・参加者の満足度を満たす内容となっているか  ・カップリング成立の効果が期待できる内容となっているか |
| ４ | 相談事業 | ・利用しやすく安心して相談できる体制・内容であるか  ・アフターフォローは、お付き合いやお付き合い継続のための具体的かつ効果的な方法であるか |
| ５ | 広報・PR | ・具体的かつ効果的な内容となっているか |

６　評価委員会の開催について

(1)日程

平成29年7月25日（火）午後１時30分から

(2)開催場所

　　 東御市役所本庁舎　2階　202号室

(3)プロポーザルの所要時間

プレゼンテーション　20分間以内

その後、評価委員からの質疑

(4)注意事項

ア　各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後別途連絡する。

イ　プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとする。

ウ　各提案者は、他の提案者のプロポーザル提案を傍聴することはできない。

エ　指定の時間に遅れた場合には、評価対象としない。

７　失格

　次の一つに該当する場合には失格となることがあります。

(1) 評価委員に直接、間接を問わず当該業務に関し連絡を求めた場合

(2) 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(3) 参加申込後、指名停止要綱の規定による指名停止を受けた場合

８　随意契約等

　　　市長は、最優秀提案者として特定された者を当該業務に係る随意契約の相手方とする。

ただし、特定された者に事故等がある場合は、次点者を随意契約の相手方とする。最優秀

提案者は、結婚活動支援実行委員会において、受託業務内容について説明を行うものとする。

９　その他

1. 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。なお、数字はアラビア数字を用い、外国語はカタカナで記入すること。

(2) 契約書作成の要否：要

(3) 無効となる参加表明書又は提案書

参加表明書又は提案書が次の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア　提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ　プロポーザル作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ　記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(ｱ)許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

(ｲ)虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 非選定及び非特定理由の説明

提案書の提出者として選定されなかった者及び提案書を提出した者のうち最優秀提案者として特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知する。

(5) その他

ア　提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び最優秀提案者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

イ　参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書又は提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

ウ　提出された書類は、選定及び特定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成することがある。

エ　提出期限以降における参加表明書及び提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

オ　特定されなかった提案書の返却を希望する場合は、その旨を提案書に記載すること。

カ　提案書の提出者として選定された者を公表することがある。

キ　提出された提案書は公正性、透明性、客観性を期するために公表することがある。

ク　提案書の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。

ケ　参加表明書及び提案書の提出は、1者につき1案とする。

コ　審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

サ　質疑応答書はこの説明書の修正あるいは追加とみなす。

【スケジュール・再掲】

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 関係資料交付 | 平成29年6月29日（木）9時～平成29年7月12日（水）17時 |
| 1. 参加表明書受付 | 平成29年6月29日（木）9時～平成29年7月12日（水）17時 |
| 1. 質問受付 | 平成29年6月29日（木）9時～平成29年7月7日（金）17時 |
| 1. 回答期限 | 平成29年7月11日（火） |
| 1. 提案書提出期限 | 平成29年7月20日（木）15時 |
| 1. 書類審査・プレゼンテーション及び評価会議 | 平成29年7月25日（火）午後1時30分～ |
| 1. 審査結果の通知等 | 平成29年7月下旬 |
| 1. 実行委員会での受託業務説明 | 平成29年8月上旬 |

（別紙）

平成　　年　　月　　日

東御市長

花岡　利夫

住所

会社名

代表者　役職名

氏名 　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当部署

　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾌｧｯｸｽ番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

**質問書**

東御市結婚活動支援業務委託のプロポーザルについて､次の項目を質問します｡

|  |  |
| --- | --- |
| 質問事項 | 回答 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

注） 1用紙はＡ４判タテで､コピー(複写)できるものとします｡

2記入は､黒インク､黒ボールペン､ワープロなどの類とします｡

3項目番号は付けないものとします｡

4質問がない場合は､質問書を提出する必要はありません｡